



## 今月の主な話題

- ▶ 後期高齢者医療制度のお知らせ…………… 2 P
- ▶ 風水害に備えよう!! …………… 4 P
- ▶ 避難情報の表記が変わりました…………… 6 P
- ▶ 第9次 浜中町行政改革大綱 …………… 8 P
- ▶ まなびのひろば 第35回 浜中町少年の主張大会 …………… 28 P
- ▶ 健康サポート 夏は食中毒に気をつけましょう …………… 30 P

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和3年度からの制度見直しについて ～

## ■保険料均等割の軽減割合が見直しされました

○令和2年度

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の所得金額の合計)	軽減割合
33万円かつ被保険者全員が所得0円 ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減



○令和3年度から

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の所得金額の合計)	軽減割合
43万円+10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割軽減
43万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減
43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

## ■令和3年度の保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割」と前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。

<b>均等割</b> 【1人当たりの額】 <b>52,048円</b>	+	<b>所得割</b> 【本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得 - 最大43万円) × <b>10.98%</b>	=	<b>1年間の保険料</b> 【限度額64万円】 (100円未満切捨て)
---	---	---	---	--

■新型コロナウイルス感染症の影響によって、下記の要件に該当する方は保険料が減免される可能性があります。

- ①新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の被保険者
  - ②新型コロナウイルス感染症の影響から、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯の被保険者
- ※減免の関係につきましては、役場町民課保険年金係にお問い合わせください。

## ～ 保険証(被保険者証)の一齐更新などについて ～

### ■保険証が新しくなります

現在、ご使用の水色の保険証の有効期限が令和3年7月31日までのため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を送付しますので、お手元に届きましたら黄緑色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和4年7月31日です。
- 紛失したときや汚れたときは再交付しますので、役場町民課保険年金係までお申し出ください。

新しい保険証は「黄緑色、です」

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合長1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	昭和20年 4月 1日
発行期日	昭和20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 公印(朱)

### ■限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証も新しくなります

現在、ご使用の黄色の認定証の有効期限が令和3年7月31日までのため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に新しい認定証を送付しますので、8月1日からは橙色の認定証をご使用ください。

また、新たに認定証が必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場町民課保険年金係へ申請してください。

#### ●限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象…

次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員の住民税が非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	○高齢福祉年金を受給されている方

#### ●限度額適用認定証の交付対象…

次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額認定証は「橙色、です」

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合長1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発行期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	〇〇年 8月 1日 保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 公印(朱)

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合長1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発行期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	現役Ⅱ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 公印(朱)

#### ●問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 (札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階)  
役場町民課保険年金係 ☎62-2187

# 防災特集 風水害に備えよう!!

## ●地域の特徴を知る

ここ数年、全国各地で台風や集中豪雨による土砂災害や住宅の浸水被害が相次いで発生しています。災害はいつ起こるか分かりません。他人事と考えず、日頃から災害への備えをしておきましょう。特に、低地帯の洪水、傾斜地の土砂災害などが起こりやすい場所など、住んでいる地域の危険ポイントを知っておきましょう。

## ●浜中町は・・・

浜中町には大きな河川や山地などはありませんが、低地浸水区域、地すべり・がけ崩れ等の危険がある区域があります。降水量は全国平均よりは少ないですが、春先は大雨と融雪による増水、夏・秋は台風や集中豪雨、暴風などが発生しやすいので注意が必要です。また、季節によらず高波や高潮にも警戒が必要です。



## ●最新情報を確認する

気象庁では、気象警報・注意報を市町村ごとに発表しています。また、その前段として注意を促したりするための気象情報を提供しています。

テレビやラジオ、ホームページ等で発信される最新情報を正しく理解し確認しましょう。

### ◆気象警報等の種類

種 類	発表基準
大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するとき
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するとき
暴風雪警報	暴風による重大な災害に加え、雪が舞って視界が遮られるとき
大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害などが発生するとき
高潮警報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇が発生するとき
波浪警報	高波による遭難や沿岸施設の被害などが発生するとき
洪水警報	大雨や融雪によって、河川の増水や氾濫が発生するとき
特別警報	数十年に一度発生する大規模な災害が予想される時

## ◆風の強さ

平均風速A (m/s)	$10 \leq A < 15$	$15 \leq A < 20$	$20 \leq A < 25$	$25 \leq A < 30$	$30 \leq A < 35$	$35 \leq A < 40$	$40 \leq A$
風の強さ	やや強い風	強い風	非常に強い風		猛烈な風		
人への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>風に向かって歩きにくい</li> <li>傘がさせない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>風に向かって歩けない</li> <li>転倒する</li> <li>高所での作業は危険</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>何かにつかまっていないと立ってられない</li> <li>飛来物によって負傷するおそれがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外での行動は極めて危険</li> </ul>			
屋外の様子	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹木全体が揺れ始める</li> <li>電線が揺れ始める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看板やトタン板が外れ始める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める</li> <li>看板が落下・飛散する</li> <li>道路標識が傾く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの樹木が倒れる</li> <li>電柱や街灯で倒れるものがある</li> <li>ブロック壁で倒壊するものがある</li> </ul>			

## ◆雨の強さ

1時間雨量B (mm)	$10 \leq B < 20$	$20 \leq B < 30$	$30 \leq B < 50$	$50 \leq B < 80$	$80 \leq B$
雨の強さ	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
雨の様子	ザーザーと降る	どしゃ降り	バケツをひっくり返したように降る	滝のように降る	圧迫感や恐怖を感じる
屋外の様子	地面一面に水たまりができる		道路が川のようになる	水しぶきで辺り一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	

## ●事前に備える

☆窓のカギをかけ、シャッターはしっかりと閉めましょう。(必要に応じて補強など)

☆風で飛ばされそうな物は固定したり、建物の中へ入れておきましょう。

☆外からの飛来物の飛び込みに備え、カーテンやブラインドを閉めて、窓から離れましょう。

☆断水や停電が予測される場合は、浴槽に水を張ることや飲料水・懐中電灯の用意、電気を必要としないポータブルストーブの準備、非常備蓄品の確認をしておきましょう。



# 避難情報の表記が変わりました

内閣府は、令和元年台風第19号等において多くの人が避難の遅れなどにより被災したことから、住民の「自らの命は自らが守る」意識を一層徹底するとともに、避難情報のさらなる見直しを行った結果、令和3年4月に災害対策基本法が改正され、令和3年5月20日から避難情報の表記が次のように変わりました。

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b>	<b>災害発生情報</b> (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b>	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b>	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b>
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待つてはいけません！**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示**で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者の方などは、  
**警戒レベル3高齢者等避難**で  
危険な場所から避難  
しましょう。

これにより、水害や土砂災害等の際に町が発令する避難情報は、「警戒レベル4 避難指示」のように、新たな避難情報に警戒レベルを加えて、防災行政無線やエリアメール等で情報発信することとなりました。

避難情報が発令された場合や身に危険を感じた時は、災害の種類により次ページの指定緊急避難場所へ避難しましょう。また、普段から災害時の避難先として、親戚・知人宅へ避難することも相談しておきましょう。

◆指定緊急避難場所一覧

	指定緊急避難場所	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
1	浜中町役場	○	○	○	○	○	○	○	○
2	霧多布温泉ゆうゆ	○	○	○	○	○	○	○	○
3	アゼチの岬	○		○		○	○		
4	湯沸下海岸高台	○		○		○	○		
5	霧多布岬	○		○		○	○		
6	琵琶瀬展望台	○		○		○	○		
7	渡散布前田宅側坂上	○		○		○	○		
8	渡散布戸井宅側坂上	○		○		○	○		
9	養老散布坂上	○		○		○	○		
10	火散布琵琶瀬方面高台	○		○		○	○		
11	藻散布防災コンテナ	○		○		○	○		
12	丸山散布防災コンテナ	○		○		○	○		
13	藻散布厚岸方面高台	○		○		○	○		
14	榊町憩いの広場	○		○		○	○		
15	榊町神社裏高台	○		○		○	○		
16	茶内コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○	○
17	農業者トレーニングセンター	○	○	○	○	○	○	○	○
18	MO-TTOかぜて	○	○	○	○	○	○	○	○
19	浜中農村環境改善センター	○	○	○	○	○	○	○	○
20	浜中小学校	○	○	○	○	○	○	○	○
21	浜中中学校	○	○	○	○	○	○	○	○
22	姉別農村環境改善センター	○	○	○	○	○	○	○	○

●問い合わせ先

役場防災対策室防災係

☎62-2138

# 第9次 浜中町行政改革大綱

## I はじめに

### 1 行政改革の経緯と必要性

本町の行政改革は、平成8年に策定した「浜中町行政改革大綱」を端緒とし、これまでに8次にわたり行政改革大綱を策定しており、事務事業の見直しや職員定員および給与の適正な管理、財政の健全化、町民との協働のまちづくりなど、効率的・効果的な行政運営を図ると共に、社会情勢や多様化する行政ニーズに的確に対応し、町民の満足度を高める行政サービスを効率的に提供できるよう、行財政改革を推進してきました。

しかし、町政を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、あるいはそれに係る基幹産業の低迷なども予測され、町の収入が安定的に増加することが極めて難しい一方、社会保障関連費用や公共施設・インフラなどの老朽化対策費用の増大は避けられないことなど、これまでどおりの行政サービスを提供していくには厳しい状況が見込まれます。そういった環境を背景として、行財政運営において、町民福祉の向上や地域

課題への対応は、町民と町民、町民と行政がともに考え、「地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり」を推進することが、今後も必要となっております。

このような状況の中、令和2年度に第8次浜中町行政改革大綱の計画期間が終了となることから、将来にわたって持続可能な自治体運営を行うため、新たな行政改革大綱を策定し、継続して行政改革に取り組んでいきます。

新たな行政改革大綱では、これまでと同様に、町民だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、多様化・高度化する住民ニーズに適応できる効率的な行政サービスの提供が求められ、そのためには、公正・公平性・透明性をこれまで以上に高めつつ積極的に地域や町民との協働によるまちづくりを推進し、時代の変化に即した効率的、効果的な行政運営に取り組んでいくことといたします。

### 2 直面する諸課題

#### (1) 人口減少社会への対応

我が国の人口減少は急速に進行し、浜中町においても生産人口の減少や過疎化など、産業やコミュニティなど地域社会に大きな影響を与えることが懸念され、対策は喫緊の大きな課題となっております。

本町では、これまで人口の将来推計や目標数値等を示す「浜中町人口ビジョン」や人口減少対策の方向性や具体的な施策を示す「浜中町創生総合戦略」を策定し、様々な施策を展開してきました。

今後もこうした計画等との整合性を図り、産業振興による後継者対策や雇用の創出、子育て環境の整備、福祉・医療の充実、住環境の整備など横断的な施策により、すべての町民が安心して暮らし続けることができる環境づくりが求められます。また、町外からの移住希望者や外国人労働者等の受け入れ体制の整備も求められています。

さらに、持続可能な地域づくりを推進するために、国連が提唱し国も取組を進めている「持続可能な開発目標（SDGs）」などの考え方を取り入れた地域づくりを進めていくことが求められています。

#### (2) 地域と行政との共創

情報化やグローバル化によりライフスタイルなどが大きく変化し、価値観が多様化・高度化している現在、地域的課題もまた多様化しています。そのため、多様化・高度化する地域的課題の解決には行政のみならず、その地域に住む住民や地域コミュニ

ティなどとの協力が不可欠です。

本町では、自治会連合会や各自治会・町内会との連携を図りながら、地域と行政が一体となってまちづくりを進めてきました。

しかし、ライフスタイルの多様化や核家族化に伴い、人と人との繋がりが希薄化し、地域コミュニティの活動が衰退し、地域の力が低下しつつあります。地域コミュニティは、個人や家族だけでは解決できない地域課題を共助、相互扶助により解決する大変重要な役割を担っており、近年では災害等を契機に共助社会の重要性が再認識されています。

本町ならではの個性豊かなまちづくりを推進するためにも、こうした地域コミュニティ活動が継続でき、地域と行政が共にまちを創るための多様な仕組みづくりが求められています。

#### (3) 行財政の的確な運営

本格的な人口減少社会の到来により、本町もこれまで以上に厳しい財政状況の中で行政運営をしていかなければなりません。本町では、8次にわたる行政改革大綱を策定し、安全かつ良質な行政サービスの提供や財政健全化などに取り組んできました。

しかし、地方分権が進む中であって、多様化・高度化する住民ニーズに対応するためには、さらに柔軟かつ効率的な行政サービスの提供が求められます。また、限られた財源を選択と集中により効果的、重点的に投資する必要があります。そのためには、

公正・公平性・透明性を一層高めつつ情報発信を積極的に行い、時代の変化に即した効率的、効果的な

行財政運営に取り組んでいく必要があります。

### 3 第6期浜中町まちづくり総合計画と行政改革大綱の位置づけ

浜中町の人口減少傾向は、今後さらに進行することが予想されており、経済活動の縮小、社会保障費の増大、社会活力の低下をもたらす、地域社会の活動にも大きな影響を及ぼすものと考えられます。人口減少を最小限に食い止める施策の展開を図るとともに、行政運営の仕組みを変革していくことが重要となっています。

浜中町は、令和2年度から令和11年度までの10年を計画期間とする「第6期浜中町まちづくり計

画」を策定しています。6項目の基本目標と35の施策の大綱を推進することで、人口減少や地域の創生などの課題に柔軟に対応し、浜中町の将来像「笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか」を実現します。

行政改革大綱は6項目の基本目標のうち「第6章基本目標6 地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり」の推進に寄与するものと位置付けます。

## II 行政改革の基本的視点

### 1 開かれた行政運営の展開

地方分権の進展に伴い、地方自治体が果たすべき役割、責任が益々着目される中、より機能的・効率的な組織機構の確立が必要であります。そのため、限られた人材を有効に機能させ、迅速かつ柔軟な対応ができる組織機構の再構成を進め、適正な事務事

業の執行はもとより、職員の資質向上と意識の高揚を図る必要があります。

その上で、公正な情報公開や広報・広聴活動の充実などを図りながら、町民にとって身近でわかりやすく、開かれた町政を推進します。

### 2 地域等との連携、協働によるまちづくりの推進

「町民との協働によるまちづくり」を推進するため、町内の自治会・町内会、各関係団体との連携を密にした行政運営を推進します。

また、まちづくりを進める上で、町民との厚い信

頼関係、力強いパートナーシップを構築し、それぞれの役割等を明確にした上で、互いに協力しながら行政課題の解決に努めます。

### 3 行財政の的確な運営

本格的な人口減少社会の到来により、本町もこれまで以上に厳しい行財政運営をしていかなければなりません。これまで、「浜中町財政再建プラン（平成17年度～平成26年度）」とともに8次にわたる行

政改革大綱を策定し、安全かつ良質な行政サービスの提供や財政健全化に取り組んできました。引き続き長期的な視点に立ち、時代の変化に即した効果的な行財政運営に努めます。

## III 行政改革の計画期間

本大綱の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3ヵ年とします。

## IV 行財政改革の推進事項

### 1 事務事業の見直し

限られた財源と人員で、最大限に住民サービスを提供していくためには、事務事業の簡素合理化を図り、効率的な行政運営を行う必要があります。事務事業を見直し、行政の関与の必要性や効果等を十分に検討して、実施すべき施策の選択や重点化等も必要不可欠です。

#### (1) 事務事業の再編・整理、合理化

事務事業の再編・整理、合理化については、今後とも効果の薄れたもの、不必要と判断されるものは、統廃合や転換を行うなど絶えず見直しを行い、住民の生活に必要で効果的な事業の実施に努めます。

##### ① 既存事業の見直し

ア 全ての事務事業を行政が担う必要性の有無、実施主体のあり方について事務事業の内

容および性質に応じて仕分けし検討する。

- ・行政、地域、住民のうち、どこで担うことが望ましいか
- ・地域、住民や受益者の負担は適正か
- ・地域、住民の連携によって解決できる問題はないか
- イ 全ての事務事業を吟味し、今後の事務事業の方向性を考える。
  - ・事業の当初目的は達成されているか
  - ・住民ニーズを的確に捉えているか
  - ・過剰な行政サービスになっていないか
  - ・民間等によって提供されているサービスではないか
  - ・受益者負担は適正であるか
- ウ 複数の課に存在する類似事業の統廃合

## ② 新規事業の取り組み

- ア 目的、内容の精査、明確化
- イ 行政の担当すべき仕事かどうかの検証
- ウ 期待できる事業効果
- エ 執行体制が確保されていること（人員、補助等事業経費の確保見込み）

## ③ 経常経費削減の徹底

経常経費の削減については、第8次浜中町行政改革大綱を継承し、予算の編成にあたっては常にゼロベースから見直す基本姿勢に立ち、さらなる抑制に努め、効果的な行政運営を図ります。

## ④ 経常業務の合理化を促進

ICT（情報通信技術）<sup>※注1</sup>の活用等による事務の効率化・高度化・質的向上を図るとともに、申請書作成支援システム導入による申請手続きの利便性とサービスの向上を図り、業務の合理化を進めます。

※注1 ICT：情報通信技術を表す言葉。日本ではITが同義で使われているが、ITにC（コミュニケーション）を加えたICTの方が国際的に定着している。

## (2) 民間委託の推進と指定管理者制度の活用

行政運営の効率化、住民サービス向上の視点に立ち、その効果が最大限に発揮されるよう経済効果等を評価しながら、行政責任の確保、住民サービスの維持向上等を図るものとします。

委託した事務事業については、対象事業、選定基準、事業効果、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講じることとし、民間委託等の実施状況についても、委託先、委託理由の公表等について検討していくものとします。

また、本町の指定管理者制度を活用しての施設管理運営は、現在、「霧多布湿原センター」「霧多布温泉ゆうゆう」が管理・運営を行っています。今後、住民サービスの向上、施設管理の経費削減などを考慮しながら、引き続き導入を検討していくものとします。

## (3) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業が将来にわたって公共の福祉を推進していくためには、様々な環境の変化に適切に対応し、地方公営企業のあり方を絶えず見直していくことが不可欠です。

このような状況の中、地方公営企業の持続性・安定性のある経営を目指し、浜中町水道事業経営戦略および水道ビジョン、浜中町下水道事業経営戦略に基づき、効率的な事業展開を図ります。また、下水道事業の公営企業化を進め、上下水道課として機構編成し、公営企業として基盤強化を図り、事業の一層の自立性の強化と経営の安定化を図っていくものとします。

## (4) 地域等との連携、町民との協働によるまちづくり

本町のまちづくりを推進する上で、自治会や町内会等のコミュニティ組織、NPO等の各団体との連携、更には積極的な町民参加が不可欠であります。それぞれの地域における諸課題、刻々と変化する住民ニーズに対応するためには、時機に応じた効率的な行政サービスを提供していく必要があります。

そのためには、職員個々の意識改革が図られるような職場環境づくりが求められるといえます。

### ① 協働によるまちづくりの体制づくり

地域住民をはじめ、各種団体や事業者等と行政が相互の役割と責任を共通認識した上で、より連携が深められる体制づくりを進めます。

### ② 町民参加の推進

協働のまちづくりという概念に対する町民の意識付けや発想の転換を促しながら、町民と行政とが意見交換する機会を設け、お互いに情報共有できるような環境づくりを進めます。更に、行政運営における「計画・実行・評価・改善」のあらゆる段階において、町民が参加できる機会の拡充に努めます。

### ③ 町民分権の推進

自治会・町内会、特定非営利団体、ボランティア団体等がそれぞれの役割分担のもと、協働のまちづくりを推進するため、町から町民への「町民分権」により、住民自治の推進に努めます。

## (5) 出先機関等の検証

浜中、茶内支所については、適切な維持管理に努めながら支所の施設機能を維持するとともに、住民の利便性を十分に考慮した行政サービスの提供に取り組めます。

証明書等のコンビニ交付の実施については、費用負担の課題とともにマイナンバーカードの取得率も関係してくることから、今後の動向を注視し、継続的な調査・検討を進めてまいります。

また、児童数の減少が進み小学校の統合も進んだことから、保育所については、浜中町保育所運営協議会からの提言を踏まえ、適正配置を含め継続的に検討します。

## (6) 空校舎等の利活用

児童数の減少に伴う小学校の統合による空校舎の再利用については、浜中町廃校施設利活用検討委員会による検討を重ね、真に住民のためになる活用に努めます。

## (7) 住民福祉への対応

急速な高齢化に伴い、生活に欠かせないバス路線の維持は必要不可欠であることから、今後も浜中町地域公共交通活性化協議会によるバス路線の維持、維持的な公共交通網の形成などの協議検討を行い、総合的な取り組みを推進します。

また、災害時における要援護者の避難対策についても、地域一丸となって検討してまいります。

## 2 定員管理および給与制度の見直し

### (1) 定員の適正化

人事管理に当たっては、新たな行政ニーズに対しても原則としてスクラップ&ビルドの徹底を基本とし、引き続き事務事業を見直し、役場新庁舎への移転に伴う組織・機構の簡素合理化を進めるとともに民間委託、ICT（情報通信技術）活用等により事務効率を高め、業務量に応じた適正な人員配置を行い、新たな行政ニーズに対応できるよう職員の定員

管理を推進します。

### (2) 人事制度および給与制度の見直し

職員の定員管理計画の見直しについては、人件費の増加を抑制するため、必要最低限の職員数を確保する計画といたします。

また、給与体系等が職員の業務遂行能力の向上と資質の改善に寄与するものとなるよう、人事評価制度の確立を図ります。

## 3 人材育成の推進

### (1) 人材の育成

多様な研修機会の提供や研修レベルの向上を図り、政策形成能力や創造的能力、法務能力等の向上に努め、地方自治事務を担い得る人材育成のための施策を実施します。

- ① 複雑化・多様化する行政ニーズに即応できる人材を育成するため、計画的な実務研修と自己啓発研修を適切に組み合わせ、総合的な人材の育成を推進します。
- ② 職員の意識改革、幅広い見識の育成を目的に各種研修会の充実や職員の持つ能力を最大限に発揮できる適材適所の人事配置に努め、職員の職務意欲と能力発揮を醸成し、適切な人事管理を進めます。
- ③ 町政全般にわたる事務改善、職場活性化、事業興しなどの職員提案制度を確立し、職員の意欲、資質の向上を図ります。
- ④ 男女の雇用機会均等を推進し、能力・実績に

基づく人材の登用を図ります。

### (2) 多様な人材の確保

地方分権の推進、男女共同参画型社会の推進など、社会情勢の変化に的確に対応する行政運営が求められることから、能力ある多様な人材確保のため、競争試験制度を基本としつつ、新規学卒者だけではなく、就業経験者等の採用も積極的に行うものとします。

- ① 就業経験者等能力ある多様な人材の確保
- ② 退職した職員の職務に関する経験や知識を効果的・効率的に活用するための再任用制度の運用

### (3) マネジメント機能の発揮

民間企業の経営感覚を持ち、スピード・コスト・成果を重視し、事務改善に積極的に取り組み、全庁的な行政改革意識の浸透を図るなど、職員の意識改革に取り組みます。

## 4 電子自治体の推進

電子自治体<sup>※注1</sup>に係る、業務・システム全体を最適化するために、ICT（情報通信技術）を活用した業務改革に継続的に取り組みます。

システムの運用管理については、北海道自治体情報システム協議会および北海道電子自治体運営協議会（HARP協議会）との連携を図りながら、計画的に事務事業のシステム化、ネットワーク化、行政手続のオンライン化、共同アウトソーシング等の推進を図ります。

また、住民基本台帳ネットワークシステム、公的

個人認証サービス、総合行政ネットワークシステムなどの利活用に積極的に取り組むとともに、「浜中町情報セキュリティポリシー（平成15年8月策定）」に基づき、情報セキュリティの確保にも努めていきます。

※注1 電子自治体：インターネット等の活用による質の高い行政サービスの提供と、事務事業の見直しによる行政の簡素・効率化を目的に、自治体が情報化を推進することです。行政手続のオンライン化、電子入札等。

## 5 自主性・自立性の高い財政運営の確保

### (1) 経費の節減合理化等財政の健全化

町税をはじめとする一般財源収入が伸び悩む厳しい状況の中で、限られた財源を有効に活用し、新たな行政ニーズに的確に対応していくため、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政効率・効果等を十分に検討した上で事務事業の見直しを行い健全な財政運営の確保に努めます。

#### ① 自主財源の確保の取り組み

浜中町町税等収納対策委員会において、滞納者対策等を効果的に推進するほか、浜中町町税等の不誠実滞納者に対する特別措置に関する条例や釧

路・根室広域地方税滞納整理機構の活用により徴収率の向上に努めます。

#### ② 税外収入の確保

公有地や未利用町有地の売却、受益者負担の適正化等その他の財源確保についても積極的に取り組んでいきます。

なお、浜中町債権管理条例に基づき、町の債権管理の一層の適正化および効率化を図り、町民負担の公平性および財政の健全性を確保します。

### (2) 補助金の整理合理化

補助金については、今後も行政の責任分野、経

費負担のあり方、行政効果等を精査するとともに、要綱等による交付目的の明確化、交付基準のさらなる適正化を図り、補助金の固定化および既得権化を抑制します。

① 初期の目的を達成したものや、必要性の低下したものなどについて、廃止、縮減、統合、終期の明確化等の整理合理化を行います。

② 補助金の効果的活用を図るため、新規の補助金については、原則としてサンセット方式<sup>※注1</sup>を導入し適正な補助金執行を図ります。

※注1 サンセット方式：一定の期間または定期的に対象事業の見直しを行い、継続の必要性が確認されない限り、その補助金等を廃止すること。

### (3) 投資的経費の見直し

公共事業等の投資的経費については、事業効果に配慮し、事業内容の精査、事業費の圧縮、実施時期の検討を行います。

### (4) 公共工事のコスト縮減等

公共工事については、今後とも効率化およびコストの縮減を図るとともに、入札、契約について、情報公開をはじめとする適正化に資する取り組みを進めます。

### (5) 公共施設の設置および管理運営

既存の公共施設については、より快適な環境を町民に提供できるよう計画的な維持管理に努めるとともに、施設の効率化を図る観点から施設に対する需要の分析等を行い適正管理に努めます。

また、公共施設等の建設にあたっては、既存施設の有効活用を推進するとともに、当該施設の機能・役割、運営方法、利用見込、維持管理経費等を多角的に検討し、他の施設との機能・役割分担を明確にし、重複を避けるよう適切な対応を図っていきます。

また、現在直営で管理運営をしているものを含め、全ての公共施設について、指定管理者制度の活用など、管理のあり方について検証を行います。

## 6 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

少子・高齢化、環境問題への対応、地方分権の推進などによる新たな行政課題や、多様な住民ニーズに 대응していくためには、より横断的で機動性に富んだ柔軟な組織機構を構築していく必要があります。

また、厳しい財政状況下で職員の増員は難しいことから、限られた人員で住民ニーズに 대응していくためには、職員個々の職務と職責が明確化され、意思形成過程が住民にわかりやすく簡素で効率的な組織を形成しなければならないことから、次の点に留意しながら常に見直しを図っていくものとします。

### (1) 効率的な行政システムの構築

政策・施策・事務・事業について、PDCAサイクルにより正当性、妥当性の検証を行うことにより、事務事業等の増減や再編・統合などを実施し、それに

合わせて組織編制の見直しを検討します。

### (2) 簡素で迅速に対応できる組織体制の確立

災害発生時や選挙事務、統計調査あるいはイベント開催など、一時的に人員を投入することが必要な場合に、柔軟に対応できる横断的かつ機動性に富んだ組織体制を構築します。

### (3) 職員の業務執行能力の向上

地方分権社会の進展や複雑化・多様化する住民ニーズに対応するため、行政に求められる業務は増加していることから、職員の政策形成能力や自治能力の向上に努めます。

また、組織の横断的な総合調整機能や戦略的な政策決定機能を更に強化し、新たな課題に的確かつ機敏に対応するため、組織機構の見直しを図ります。

## 7 公正の確保と透明性の向上

地方分権の推進にあたっては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や住民参加の拡充がより一層求められています。

開かれた町政を実現し、町政に対する住民の信頼をより確保するため、町政運営に関する情報公開を推進することにより説明責任を果たし、公正で透明な行政運営の向上に努めます。

### (1) より開かれた行政の推進

広報紙、ホームページ、防災行政無線、庁舎内デジタルサイネージなどの情報発信手段をフルに活用し、タイムリーできめ細かな行政情報の発信に努

めます。

また、各懇談会等の開催、町民からの意見集約など、広聴活動を充実させるとともに、浜中町情報公開条例に基づき、公正かつ公平で透明性のある情報公開に努め、行政運営の説明責任を明らかにし、町民が行政活動を評価できる仕組みづくりを整えます。

更に、行政に寄せられる地域要望等を随時受け入れられる体制づくりを構築するとともに、各部署が連携し、課題解決に向けた適切な対応に努めます。

## 8 災害に強いまちづくりの推進

自然災害に対しては、いつ起こるか分からないことを常に念頭に置き、被害をいかに最小限に食い止めるかという「減災」の視点から、被災しても人命が失われないことを最優先とする危機管理体制の確立に努めます。特に津波災害に対しては「いかに早

く逃げるか」を前提とした地域づくりを基本としながら、新庁舎を中心とする防災訓練等のソフト事業から、津波防災避難道路の整備等のハード事業の両面から災害に強いまちづくりを推進します。

# 第9次浜中町行政改革大綱実施計画 (令和3年度から5年度)

◎実施時期

○計画検討時期

重点項目	方策の概要	実施期間			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
事業の見直し	(1)事務事業の再編・整理・合理化	平成26年度をもって計画期間が終了となった「浜中町財政再建プラン」における事務事業評価を継承しつつ、引き続き長期的な視点のもと自主性・自立性の高い健全な財政運営を図るため、次の4点を実施する。 ・既存事業の見直し ・新規事業の取り組み ・経常経費削減の徹底 ・経常業務の合理化促進	◎	◎	◎
	(2)民間委託の推進と指定管理者制度の活用	行政が実施するよりも効果的、効率的に目標を達成でき、住民サービスの向上が見込まれる事務事業を明確にし、民間委託を推進する。 また、住民サービスの向上、施設管理経費の節減などを十分に考慮しながら、引き続き指定管理者制度の導入を検討する。	◎	◎	◎
	(3)地方公営企業の経営健全化	地方公営企業の持続性・安定性のある経営を目指し、浜中町水道事業経営戦略および水道ビジョン、浜中町下水道事業経営戦略に基づき、効率的な事業展開を図る。また、下水道事業の公営企業化を進め、上下水道課として機構編成し、公営企業として基盤強化を図る。	◎	◎	◎
	(4)地域等との連携、町民との協働によるまちづくり	地域課題に適切に対応するため、町内の自治会・町内会、NPOなど、関係機関・団体と密接に連携を図った行政運営を進める。 本町のまちづくりを進めるにあたっては、これまでと同様、町民と行政による協働を基本とする。特に、町の最上位計画である第6期町総合計画をはじめ、その他諸計画等の策定・推進にあたっては、積極的な町民参加をもとに、時機に応じた行政施策の展開を図る。 ・協働によるまちづくりの体制づくり ・町民参加の推進 ・町民分権の推進	◎	◎	◎
	(5)出先機関等の検証	浜中支所および茶内支所については、適切な施設の維持管理に努めるのはもちろん、住民の利便性の確保を図る行政サービスを提供できるよう、その機能を維持する。 証明書等のコンビニ交付の実施については、費用負担の課題とともにマイナンバーカードの取得率も関係するため、今後の動向を注視し継続的な調査・検討を進める。 保育所については、小学校区の配置を視野に入れながら、保護者や地域と協議しながら、今後の適正配置に努める。	○	○	○
	(6)空校舎等の利活用	学校の統合により空校舎が増加しているが、空校舎の利活用については、町の財政負担とならないよう、施設の安全性や利便性、更には補修を含む維持管理コストを考慮し、真に町民のためになる活用が図られるよう利活用の方法を検討する。	◎	◎	◎
	(7)住民福祉への対応	急速な高齢化に伴い、生活に欠かせないバス路線の維持は必要不可欠であることから、持続的な公共交通網の形成など、総合的にバス路線の維持対策を進める。 また、災害時における要援護者の避難対策については、それぞれの地域と協議しながら進める。	◎	◎	◎

重点項目		方策の概要	実施期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員管理および給与制度の見直し	(1)定員の適正化 (2)人事制度および給与制度の見直し	<p>業務量に応じた適正な人員配置を行い、新たな行政ニーズに対応できるよう職員の定員管理を推進するとともに、給与体系等が職員の業務遂行能力の向上と資質改善に寄与するものとなるよう、給与制度と一体性のある新たな人事評価制度の確立を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織機構の簡素合理化の検討</li> <li>・必要最低限の職員数確保や職員の業務遂行能力の向上、資質改善</li> </ul>	◎	◎	◎
	(1)人材の育成 (2)多様な人材の確保 (3)マネジメント機能の発揮	<p>多様な研修機会の提供や研修レベルの向上を図り、政策形成能力や創造的能力、法務能力等の向上に努め、地方自治の新時代を担い得る適切な人材育成に向けた施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己啓発への支援</li> <li>・職員の意識改革の推進</li> <li>・職場研修の充実</li> <li>・男女雇用機会均等の推進</li> <li>・就業経験者等、多様な人材の確保</li> <li>・退職者の知識、経験を活かすことのできる再任用制度の運用</li> </ul>	◎	◎	◎
電子自治体の推進	電子自治体の推進	<p>住民サービスの向上のための電子自治体の推進については、北海道自治体情報システム協議会および北海道電子自治体運営協議会（HARP協議会）等との連携を図りながら、計画的な事務事業のシステム化、ネットワーク化、行政手続きのオンライン化、共同アウトソーシング等の推進を図る。また、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービス、総合行政ネットワークシステムなどの利活用に積極的に取り組む。</p>	◎	◎	◎
自主性・自立性の高い財政運営の確保	(1)経費の削減合理化等 財政の健全化 (2)補助金の整理合理化 (3)投資的経費の見直し (4)公共工事のコスト削減等 (5)公共施設の設置および管理運営	<p>限られた財源を有効に活用し、新たな行政ニーズに的確に対応していくため、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政効率、効果等を十分に検討する。</p> <p>その上で経常経費等の縮減、事務事業の見直しを行いながら、健全な財政運営の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源の確保の取り組み</li> <li>・税外収入の確保</li> <li>・適正な補助金執行</li> <li>・公共事業の投資的経費の精査</li> <li>・公共工事の情報公開等による適正化</li> <li>・公共施設の建設等の検討および計画的な維持管理</li> </ul>	◎	◎	◎

重点項目	方策の概要	実施期間		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	<p>(1)効率的な行政システムの構築</p> <p>(2)簡素で迅速に対応できる組織体制の確立</p> <p>(3)職員の業務執行能力の向上</p> <p>限られた人材で住民ニーズに対応するためには、職員個々の職務と職責が明確化され、意思形成過程が住民にわかりやすい簡素で効率的な組織を形成しなければならないことから、効率的、機動的な組織機構を目指して、引き続き抜本的な見直しを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業等の再編・統合</li> <li>・臨機応変に対応できる組織体制の構築</li> <li>・職員の政策形成能力および自治能力の向上</li> </ul>	◎	◎	◎
公正の確保と透明性の向上	<p>(1)より開かれた行政の推進</p> <p>住民にとって信頼かつ透明性のある開かれた行政を推進するにあたり、適切な広報活動による情報発信、公正な情報公開を推進する。</p> <p>また、重要施策等を展開する場合などにおいては、住民と行政とが意見交換する機会を設け、情報共有できる環境づくりを進める。</p> <p>自治会・町内会等から寄せられる地域要望については、常時受け入れられる体制を構築し、部署間連携のもと、適切な対応に努める。</p>	◎	◎	◎
災害に強いまちづくりの推進	<p>災害に強いまちづくりの推進</p> <p>被災しても人命が失われないことを最優先とする危機管理体制を確立し、ソフト・ハード事業の両面から災害に強いまちづくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練等による防災意識の向上</li> <li>・自然災害への更なる対策強化</li> <li>・津波防災避難道路の整備</li> </ul>	◎	◎	◎

第9次浜中町行政改革大綱は、浜中町ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

●お問い合わせ先 役場総務課総務係 ☎62-2125



## ごみ博士からのお知らせ！

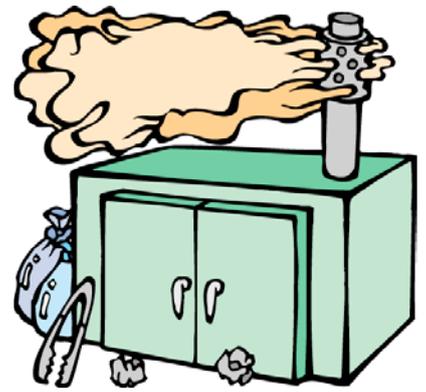
### ●今回は「ごみ焼き」についてじゃ！

みんなは、外で「ごみ焼き」をしているところを見かけたことはあるか？ごみ焼きは法律で禁止されておるのじゃ。

悪質なごみ焼きを行った場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられるぞ。ごみ焼きは犯罪なので絶対にしてはいかん！もしも見かけたら、役場町民課生活環境係（62-2192）または警察に通報するのじゃ！

ただし、例外として神社のどんど焼きなど、社会の慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却などは、周辺地域への影響も小さいことから禁止されていないぞ。ただし、この場合も、強い悪臭が発生するなど生活環境上支障を与えるときは、改善命令や行政指導の対象となることがあるから注意が必要じゃ！

**面倒なことでも、小さなことからコツコツと！  
それがごみ分別マスターへの一番の近道じゃ！！**



## 浜中診療所からのお知らせ

問い合わせ先  
町立浜中診療所  
☎62-2233

### 【内科医師派遣診療のお知らせ】

北大第二内科医師による診療を行います。期間中は、夜間・休日の急な体調不良や子どもの発熱など症状に応じて対応しますが、来院される前に必ず上記まで電話連絡をお願いします。

○診療予定日 7月9日(金)～11日(日)・30日(金)～8月1日(日)

### 【整形外科診療のお知らせ】

医療法人東北海道病院の医師による整形外科診療を行います。腰痛、肩痛、股関節痛などにより受診を希望される方は、予約が必要となりますので上記までお申し込みください。

○診療予定日 7月14日(水)・23日(水)・7月28日(水)・8月25日(水)

○診療時間 14時～

※上記の各診療日の翌日から、次の診療日の予約を受付いたします。

※医師の都合により、診療日が変更になる場合があります。



## 防衛省特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用しました



浜中診療所では、令和2年度「防衛省特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」を活用して新しい医療機器を購入しました。

主な内容は、超音波画像診断装置、血球計数CRP測定装置、画像読取装置、全自動エアマットレス5台、視力計1台、電動診察台2台、電動シャワートローリーとなっており、疾病の早期発見・治療と患者の身体への負担軽減が図られるなど、医療環境の向上に大きく貢献しています。

# 税務課からのお知らせ

問い合わせ先  
役場税務課収納係  
☎62-2174

## 国民健康保険税（第1期）、固定資産税（第2期）の納期限のお知らせ

7月30日(金)は国民健康保険税（第1期）、固定資産税（第2期）の納期限です。口座振替を利用されている方は、前日までに残高の確認をお願いします。

なお、国民健康保険税の納入通知書は、7月15日頃に発送予定です。

### 納税は口座振替で

納税には、簡単で便利な口座振替（自動払込）をご利用ください。手続きは町内の各金融機関で行うことができます。詳しくは上記までお問い合わせください。

### 納期が既に経過しています！

○軽自動車税 ○町道民税（第1期） ○固定資産税（第1期）

※納期限を過ぎた税は『**滞納**』扱いとなります。未納者に対して納付の催告（督促）書を送付し、職場調査や預貯金調査等を行う場合もあります。



## 霧多布湿原センター通信

Kiritappu Wetland Center

### 霧多布湿原センターに授乳室ができました

小さなお子さま連れの皆さまからご要望があった授乳室ができました。木のぬくもりに包まれ、ゆっくりと授乳ができるよう細部にもこだわりました。（おむつ替えシートも完備！）ぜひ、お気軽にご利用ください。



### オリジナル花マップ、今年も作成しました！

様々な植物が顔を出し始めるこの時期。湿原散策をさらに楽しんでいただくために、霧多布湿原センターでは「お花探しマップ（6月～7月ver.）」を作成しました。マップを片手に、木道を歩いてみませんか？



### 写真展「東北海道・原生花園Aの四季」

霧多布湿原ナショナルトラスト会員である西田洋一氏が撮影した美しい道東の風景や生き物の写真を展示いたします。

日程：7月3日(土)～8月1日(日)

場所：霧多布湿原センター 2階会議室

主催：北海道・原生花園A

料金：無料

### ●予約・問い合わせ先

霧多布湿原センター ☎65-2779

<http://www.kiritappu.or.jp/center/>

サマージャンボ7億円  
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)  
サマージャンボミニ5,000万円  
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)  
この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月13日(火)2種類同時発売! 発売期間 7/13(火)～8/13(日)  
抽せん日 8/25(金) 各1枚 300円

クーちゃん 公益財団法人北海道市町村振興協会

# 浜中町地域おこし協力隊 YU★たろうの活動日誌



## 第25回 お試し住宅の受け入れ準備をしました!!

地域おこし協力隊の小山勇太郎です。

5月中旬、新型コロナウイルス感染拡大のため、昨年から利用を中止していたお試し住宅の清掃を行いました。

まずは、住宅周辺の草刈りを実施し、次に住宅内の掃除機掛けやお風呂掃除、電気・水道・ボイラーのチェックとインターネット回線の設定を行いました。実は私、草刈り機を使うのが初めてで、最初はなかなか思うように操作できず難しさを感じましたが、少しずつ扱いにも慣れ、最後にはきれいに草を刈ることができました。

お試し住宅の利用は、平成30年10月からスタートし、これまでに6組16の方が利用しています。新型コロナウイルス感染症については、今後も厳しい状況が続くかもしれませんが、新しい入居者が気持ち良く浜中町を体感していただけるよう、これからもこの事業をしっかりと進めていきます。 (地域おこし協力隊 小山勇太郎 62-2237)



## 「浜中町花いっぱいコンクール」開催中止のお知らせ

浜中町自治会連合会主催により実施している「浜中町花いっぱいコンクール」につきましては、今年も新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、中止とさせていただきます。

●問い合わせ先 浜中町自治会連合会（事務局：役場企画財政課企画調整係） ☎62-2237



みるこんからのお知らせ

## 「熱中症予防×コロナ感染防止」のための行動のポイント

新型コロナウイルスの影響から、感染防止の3つの基本である「身体的距離の確保」・「マスクの着用」・「手洗い」や「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の行動が引き続き求められています。

### 暑さを避けましょう

- ◎エアコンを利用するなど、部屋の温度を調整する
- ◎感染症予防のため、換気扇や窓の開放によって換気を確保しつつ、温度をこまめに調整する
- ◎暑い日・暑い時間帯は無理をしない
- ◎涼しい服装にする

### こまめに水分補給しましょう

- ◎のどが渇く前に水分を補給する  
※ 1日あたりの水分補給の目安は1.2Lです
- ◎大量に汗をかいた時は、スポーツドリンクや塩飴などで塩分を補給しましょう

### 適宜マスクをはずしましょう

- ◎気温や湿度の高いとき
- ◎屋外で人と十分な距離（2m以上）を確保できるとき  
※マスクを着用している時は、できるだけ負荷のかかる作業や運動を避けましょう。

### 日頃から健康管理をしましょう

- ◎体温の測定や健康チェックをする
- ◎体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養する

### 暑さに備えた体づくりをしましょう

- ◎暑くなり始めの時期から、無理のない範囲で適度な運動を心がけましょう

高齢者の方や子どもなどは、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。  
また、周囲の方におかれましては、積極的な声かけをお願いいたします。

●問い合わせ先 役場福祉保健課健康推進係 ☎62-2307

## 新たな食品の営業許可・届出制度が始まりました

食品衛生法の改正により、令和3年6月1日から食品の営業許可等が下記のとおり変更となりました。

区分	旧制度	新制度	変更内容
許可業種	34種	32種	新設：水産製品製造業、漬物製造業など 統合：喫茶店営業+飲食店営業⇒飲食店営業など
届出業種	なし	新設	乳類販売業* <sup>1</sup> 、魚介類販売業（包装）* <sup>1</sup> 、行商、冰雪販売業、野菜果物販売業、海藻製造・加工業、集団給食施設（直営）など ※1は、許可から届出へ移行

なお、食品を取り扱う全ての施設においては、HACCP（食中毒等の要因を把握および管理し、衛生管理を行う手法）に沿った衛生管理が義務化されました。

詳細については、釧路保健所（☎0154-65-5829）までご連絡ください。

しょっかい

# 食改の✂️だいどころ

浜中町食生活改善協議会のおすすめレシピ紹介！

## 「厚揚げと野菜のチーズ炒め」

**【材料：4人分】**

- ☆厚揚げ……………120g
- ☆プロセスチーズ……………60g
- ☆人参(5cmの細切り)……………1/2本
- ☆ピーマン(斜め細切り)……………3個
- ☆もやし(ひげ根を取る)……………150g
- ☆きくらげ(乾)……………10個

- ☆酒……………大さじ1杯
- ☆オイスターソース……………小さじ1杯
- ☆塩……………小さじ1/3杯
- ☆こしょう……………少々
- ☆ごま油……………大さじ1/2杯

**【作り方】**

- ①厚揚げは熱湯で油抜きをし、0.7cm厚さの短冊切りにする。プロセスチーズも同様に切る。きくらげは水につけて戻し、食べやすい大きさに切る。
- ②フライパンにごま油を熱し、人参→ピーマン→もやし→きくらげ→厚揚げの順に炒める。
- ③Aを加えてさらに炒め、プロセスチーズを加えてなじませて完成。



**\* 浜中町食生活改善協議会では… \***

「私たちの健康は、私たちの手で」をスローガンに、町民の皆さまの健康維持・増進につながるよう活動をしています。



## 地場 産品クッキング

**今月の食材は「ヨーグルト」です。**

ヨーグルトは、カルシウムが豊富に含まれています。そのため、骨疾患のほか、血圧上昇の抑制や動脈硬化予防の効果が期待できる食品です。

### 「ベリーアイスクリーム」

**【材料：6人分】**

- 「生クリーム……………200ml
- A ヨーグルト……………100g
- 「ブルーベリージャム……………70g

- 「ビスケット(4等分する)……………2枚
- B 冷凍ミックスベリー……………30g

**【作り方】**

- ①ボウルでAを混ぜ、均等になったらBも加えて混ぜる。
  - ②きれいに洗った牛乳パック(500ml)に①を詰め、軽く打ち付けて空気を抜く。
  - ③牛乳パックの口を閉めて、6時間冷凍させたら完成。
- ※完成したら牛乳パックをはがし、ほぐしてお召し上がりください。



【1人分の栄養素】	
エネルギー	222 kcal
カルシウム	32 mg
食塩相当量	0.4 g

健康のために  
1日1杯の牛乳を  
飲みましょう。

### 1 夏の交通安全運動

～つくろうよ

事故ない未来を ぼくたちで～

○運動期間

7月13日(火)～7月22日(木)

○運動重点

- ・ 飲酒運転の根絶
- ・ バイクと自転車の交通事故防止
- ・ スピードダウンと全席シートベルト着用
- ・ 子どもと高齢者の交通事故防止

○飲酒運転根絶の日

7月13日(火)

### 3 山菜採りによる事故の防止

○ 山菜採りは、自然の味覚を散策するレジャー的要素を兼ねた楽しみがありますが、山は親父（ヒグマ）の縄張りであり、本年4月には厚岸町で**60代男性が襲われ死亡する**事故が発生しています。

○ 入山時は、家族に行き先と帰宅予定時間を伝え、できるだけ単独の行動を避け、仲間と声をかけ合うようにしましょう。服装は白や赤、黄色など遠くから目立つ服を着用し、携帯電話や非常食、飲料水、防寒着、熊鈴、笛等を携行しましょう。

### 2 北海道警察官募集中

○採用予定人員（220人程度）

大 学 卒	男性	40人程度
	女性	15人程度
高 校 卒	男性	125人程度
	女性	40人程度

○受付期間 7月1日(木)～8月20日(金)

○第一次試験 9月19日(日)

○第二次試験 10月下旬～11月上旬

※受験資格は、平成元年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方



### 4 霧多布駐在日記（霧多布駐在 高橋・青木 茶内駐在 佐藤）

昭和26年5月19日、茶内大原劇場で映画鑑賞をしていた児童生徒・教員4人ほか一般を含め240人ほどが火災の被害に遭い、幼児や児童生徒38人を含め42人の方が犠牲になる大惨事が発生しました。70年が経った本年5月、茶内自治会では跡地である慰霊塔広場にて「茶内大原劇場火災殉難者七十回忌供養」を執り行いました。娯楽の少ない当時に映画を楽しみにしていた大勢の児童が犠牲となり、他にも負傷された方々が多数いたことに心が痛みます。二度とこのような惨事が起きないことを願いつつ、浜中町にお住まいの皆さまにも永く記憶へ留めていただきたく存じます。



## 4/1 新川自治会婦人部から今年も雑巾を寄贈いただきました ～たくさんの雑巾をありがとうございました～

4月1日、新川自治会婦人部の皆さんから、保育所や小・中・高等学校に手縫いの雑巾をいただきました。

新川自治会婦人部の皆さんの地域子どもたちへのやさしさがたっぷり詰まった雑巾は、保育所や学校の清掃で大切に使用させていただきます。

このたびの寄贈、誠にありがとうございました。



## 5/29 保育所と学校まわりをきれいにしていただきました ～赤石建設株式会社の地域貢献事業に感謝～

5月29日、赤石建設株式会社（赤石隆哲代表取締役）は、地域貢献事業による環境整備として、浜中保育所の駐車場の転圧、砂場の掘り起こしや猫忌避剤の散布等を実施しました。園児は「砂場がふかふかになっている、うれしい!」「きれいになって気持ちいいね!」と、とても喜んでいました。

また同日、浜中小学校と中学校の駐車場や校舎周辺の整地も行っていました。

このたびの環境整備に対し、心から厚くお礼申し上げます。



## 6/18 確定申告における国への電子申告率が90%超え ～国税局から浜中町へ感謝状の贈呈～



町が実施する確定申告事務において、国へデータを引き継ぐ際の電子申告の割合が90%を超えたことから、住民サービスの向上と行政事務の効率化が認められ、国税局から感謝状をいただきました。

データの引き継ぎは、電子申告を行うことにより事務作業が大幅に軽減され、還付金の返還も早くなります。

町では、今後も電子申告を継続し、行政サービスの向上に努めてまいります。

## 令和4年度 釧路管内町村職員採用資格試験のご案内

令和4年度に採用される釧路管内町村職員の採用資格試験が、9月19日(日)に釧路町公民館で行われます。受験資格、申し込み等については次のとおりです。

### 受験資格

○高卒…平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者

※大卒採用資格試験の申込期間は終了しております。

### 受験申込

申込書を7月1日(木)から8月2日(月)（郵送の場合は8月2日付消印有効）までの間に、役場総務課もしくは釧路町村会（釧路総合振興局内）に提出してください。

（申込書は、7月1日から役場総務課職員係でも交付します）

●**申し込み・問い合わせ先** 役場総務課職員係 ☎62-2129  
 釧路町村会事務局 ☎0154-43-0649

## 自衛官候補生・一般曹候補生・航空学生を募集します

令和4年3・4月採用の「一般曹候補生」および「航空学生」の募集受付が令和3年7月1日(木)から開始されます。また、「自衛官候補生」の募集が現在受付中となっています。下記をご覧ください。期日までにお申し込みください。

種 目	受験資格	受付期間	試 験 日
自衛官候補生（男子・女子）	18歳以上33歳未満	通年	9月22日(水)
			9月23日(木)
一般曹候補生（男子・女子）		7月1日(木)～ 9月6日(月)	9月16日(木) 9月17日(金)
航空学生	航空自衛隊18歳以上21歳未満	7月1日(木)～ 9月9日(木)	9月20日(月)
	海上自衛隊18歳以上23歳未満		

※試験日が複数日ある種目は、いずれかの1日となりますので、都合の良い日に受験できます。

●**問い合わせ先** 役場総務課総務係 ☎62-2125  
 自衛隊帯広地方協力本部 釧路出張所 ☎0154-22-1053

## 全国安全週間の実施

7月1日から7日は、厚生労働省が中央労働災害防止協会と共同で主唱する令和3年度「全国安全週間」です。全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念のもと、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎えます。

令和3年度の全国安全週間は、スローガン「**持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場**」のもと取り組みます。

## マリンレジャー・釣り愛好家の皆さんへ

7月1日から8月31日は、釣り人等のマリンレジャー愛好家に対する海中転落防止の重点期間として、海上保安庁が定める「**夏季安全推進期間**」です。

- 海で安全に釣りなどを楽しむにあたって、次のことを必ず守ってください。
- ▷ライフジャケットを常に着用してください。
- ▷携帯電話を防水パックに入れて携行し、緊急時はすばやく118番へ通報してください。
- ▷事故を未然に防ぐため、船舶の発航前には、機関や燃料等の点検を必ず行ってください。

●**問い合わせ先**  
 釧路海上保安部 ☎0154-21-5575

## 知っていますか？ 北海道苦情審査委員制度

北海道苦情審査委員制度は、北海道が行った業務の内容等を審査する制度です。皆さん自身の利害に関わる苦情であれば、「苦情審査委員」に申し立てができます。皆さんに代わって「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し必要な調査等を行います。審査の結果、道の業務に不満な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

苦情申立方法については、下記までお問い合わせください。

### ●問い合わせ先

北海道総合政策部知事室道政相談センター  
☎011-204-5523（直通）

## 海上保安学校学生 採用試験のお知らせ

海上保安庁では、海上保安学校の学生採用試験を実施します。

**受験資格** 令和3年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない者および令和4年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者等

**受付期間** 7月20日(火)～7月29日(木)  
(インターネット申し込み)

**第1次試験** 9月26日(日)／試験地：釧路市など

**第2次試験** 10月19日(火)～10月28日(木)の指定する日／試験地：小樽市など

**第2次試験** 12月4日(土)～12月14日(火)の指定する日（航空課程のみ）／試験地：東京都

●問い合わせ先 釧路海上保安部管理課  
☎0154-22-0118

## ポリテクセンター釧路 公共職業訓練受講生募集

ポリテクセンター釧路では、ハローワークに求職の登録をしている方を対象に10月職業訓練受講生を募集しています。

**募集学科** 建設荷役車両運転科 20人  
ビジネスワーク科 15人

**申込受付** 7月26日(月)～8月27日(金)

**見学会** 8月16日(月)、8月23日(月)

**選考日** 9月2日(木)

**訓練期間** 10月4日(月)～令和4年3月30日(水)

**費用** 20,000円程度（テキスト代）

### ●申し込み先

ハローワーク釧路 ☎0154-41-1201

### ●問い合わせ先

ポリテクセンター釧路 ☎0154-57-5938

## 航海士・機関士を 目指してみませんか？

国立宮古海上技術短期大学校は、国土交通省所管の船舶運航技術者を養成する学校です。高校卒業後2年間で、一般商船の「航海士」と「機関士」の2つの資格が取得できます。

2022年度新入生募集活動として、7月17日(土)・9月18日(土)に体験型、令和4年2月11日(金)にWeb型の学校説明会が予定されています。

出願資格は、学校推薦型選抜（10月2日）、総合型選抜（10月23日）、自己推薦型選抜（12月4日）、一般選抜（1月22日）に分かれておりますので、詳細は下記にお問い合わせください。

### ●資料請求および問い合わせ先

〒027-0024

岩手県宮古市磯鶏2-5-10

国立宮古海上技術短期大学校 教務課

☎0193-62-5316



学校発信情報

# 「まなぶん」

このコーナーは、町内の小・中学校における特色ある教育活動や取組を紹介するコーナーです。

また、愛称の「まなぶん」は、「学ぶ」と地図記号で学校を表す「文」を合わせたものです。町内小学校4校・中学校4校を連載でご紹介しています。

## 《霧多布小学校》



昨年度はコロナ禍の影響を受け、中止になった行事も多く、制限のある中での学習活動となりましたが、今年度は感染予防対策を十分に行い、教育活動を行っています。4月には、2年ぶりに全校児童で「迎える会」を行い、新1年生6人を温かく迎えることができました。また、昨年一度も歌うことのできなかった校歌を感染予防しながら全校で歌うことができ、喜びをかみしめることができました。5月に入ってから感染拡大を受け、楽しみにしていた「海辺の観察会」などは中止となってしまいましたが、6月の運動会は、全校一丸となって取り組みました。

### 学校データ

(4月1日)

校長	新井 真人
教頭	諏訪 国博
教員数	11人
養護教	1人
事務職員	1人
支援員	1人
事務生	1人
管理人	1人
児童数	73人
学級数	9学級

### ■「きれいな町に！クリーン作戦実施」

5月11日、学年ごとに清掃エリアを分担し、学校周辺のクリーン作戦を行いました。環境保全と地域を大切にする心の育成を目的に実施しています。当日、目立ったゴミは多くありませんでしたが、この活動を通して、子どもたちも「町をきれいにできた！」という充実感を得ることができました。



### ■「心のアンテナを働かせる」子どもたちをめざして

本校では「心のアンテナを働かせる」子どもたちの育成をめざしています。「心のアンテナを働かせる」とは、「自分自身や身の周りの人、もの、ことがらの意味やそれらと自分のかかわり方について自分の頭で考え、問題に気づき、よりよく行動しようとする心や態度をもつ」子どもの姿です。特に今年度は、『心のアンテナの基礎』として次の3点を合言葉に取り組んでいます。

- ①「あいさつ」…相手も自分も明るく元気に、積極的に、気持ちを伝える。
- ②「そろえる」…(身の回りの物をそろえる習慣で)気持ちがいい、頑張る気持ち、心を整える、心が乱れない。
- ③「おへそビーム」…目と耳と心で話を聴く。

学校生活のさまざまな場面で「心のアンテナを働かせる」子どもの姿がみられるよう教育活動に取り組んでまいります。

## 私たちの町の高等学校

# 霧多布高校通信

5月14日、全校生徒で学校周辺の校外清掃を行いました。晴天の中、1年A組は湿原センター駐車場からMGロードを通って帰校、2年A組は本校から木道散歩道で折り返して帰校、2年B組は本校から霧多布大橋・霧多布港周辺を經由して帰校、3年A組は本校からクリーンセンター・総合体育館周辺を經由して帰校の4ルートで実施しました。生徒からは



「久々に皆で外に出て楽しかった」という満喫した声がありました。一方で、「たばこの吸い殻やペットボトルのポイ捨てがとて多くて腹が立つ」という声が表すように、この日全学年で拾ったゴミは、40Lのゴミ袋で燃えるゴミは12袋、燃えないゴミは10袋もありました。また、「マスクのゴミは自分の家で捨ててほしい」などの声も聞かれ、ポイ捨ての現状や環境を考える良い機会になりました。



# 学校教育からの情報コーナー

## 大奮闘！ 力の限りを尽くした 運動会

6月には4つの小・中学校で運動会が開催されました。今年度は、新型コロナウイルス感染症予防対策をしておいた実施でしたが、競技内容は厳選したものとなりましたが、会場の保護者の皆さまから大きな拍手を浴びて、子どもたちは、力一杯頑張ることができました。

どの学校も、児童会や生徒会が中心になって立てたスローガンに向かって、一人ひとりの子どもたちが役割を果たし、応援をしながら絆を深め、心を一つにして取り組む姿が輝く運動会になりました。安心・安全な運動会を開催するための準備やご指導をいただいた教職員の皆さま、子どもたちを励ましたくさんの応援をしてくださった保護者の皆さま、ありがとうございました。

なお、7月3日(土)には茶内中学校、10日(土)には霧多布中学校と浜中中学校で陸上大会や体育大会が開催されます。子どもたちの頑張りに大きな拍手をお願いします。



6月5日 浜中小学校（浜中・姉別保育所合同）  
仲間と協力し、さいごまで  
あきらめずに全力でがんばろう！



6月5日 散布小中学校（散布保育所合同）  
心を燃やせ  
～笑顔輝きすぎてマジやばいって～



6月12日 霧多布小学校  
楽しく協力して優勝目指し、  
力いっぱい戦おう!!



6月12日 茶内小学校  
限界突破～最後まで一生懸命やろう～



# 第35回 浜中町少年の主張大会

5月29日に総合文化センターにて、第35回浜中町少年の主張大会が開催されました。今年度は新型コロナウイルス感染症対策として、会場は発表者のほか最小限の関係者にとどめ、発表する様子は、インターネットを利用したライブ配信を行いました。

**最優秀賞 湯浅真和さん**（茶内中 3年／写真）

**優秀賞 松岡ちあきさん**（浜中中 3年）

**優秀賞 小松華純さん**（浜中中 3年）

最優秀賞の湯浅さんは浜中町の代表として、7月26日にビデオ審査形式で行われる釧路総合振興局地区大会に出場します。



## 最優秀賞『ヘアドネーションを通して』 茶内中学校3年 湯浅真和

私は先日、31cmほど髪の毛を切りました。小学5年生のころから伸ばし続けていたので、こんなにたくさん切るのとは4年ぶりだったのですが、今回は単なる散髪ではなく、母からの勧めを受け「ヘアドネーション」という活動に参加しました。

ヘアドネーションとは小児がんや先天性の脱毛症、不慮の事故などで頭髪を失った子供のために、寄付された髪の毛でウィッグを作り無償提供するという活動のことで、このことは多くの人が知っていると思います。私は、この活動を中学1年生の時にテレビで小学3年生の男の子がヘアドネーションについての自由研究をしていたのを見て知りました。それを見た時には、まさか自分がやるとは思っていませんでした。当時の私にはそれが、強い意志と思いやりをもった人にしかできない「特別なこと」のように感じられていたからです。

私が寄付を「特別なことじゃない」と思うようになったのは、実際にやってみてからでした。やる前までは難しいものだと思っていて、自分にもできるのかと不安な部分がありましたが、ヘアドネーションは、私が思っていたより何倍も簡単でした。条件も難しくなく、基本的には長さを満たしていれば男女関係なく、白髪でもカラーリングやパーマをしている髪でも行うことができます。中には抜け毛を集めて寄付している人もいます。送り方は、私の場合、美容院で切ってもらった髪の毛とドナーシートという少しの質問に答える書類を封筒などに入れて送るだけでした。また、ドナーシートは任意ですし、書類を準備できなくてもホームページに掲載されている質問の答えを便せんやコピー用紙などに書いて同封するだけでもできます。このように、寄付はとても簡単なことなのです。

また、私がヘアドネーションをしたときに後から来た女の子がいました。その子も髪が長く

ヘアドネーションをしていました。私は驚きましたし、寄付に関わっている人は意外と身近にいるのかもしれないとも思いました。

難しいと思っていた寄付が意外にも簡単だったこと、自分と同じ日に同じ美容院で寄付をしていた人がいたこと。この2つの経験から、私は、「寄付は特別なものではない」と考えるようになりました。

ヘアドネーションで作られたウィッグは無償提供のため、現在も私が今回寄付をしたJHD&Cという団体だけで待機人数は587人もいます。団体はほかにも複数あるため、より多くの人が待機している状況です。1つのウィッグを作るには約50～60人の髪の毛が必要なため単純計算でも約3万人の協力が必要だということになります。

そのためにはもっと多くの人にこの活動を知ってもらわなければなりません。しかし、多くの人がやってみる前の私と同じように寄付というものに壁を感じたり、寄付を大きなことにとらえてしまったりしていると思います。

繰り返しになりますが、寄付は特別なことではありません。私は、寄付はもっと身近にあると思います。実際に誰もが経験したことのある「髪を切る」ということが、寄付につながるのです。もちろん、ヘアドネーション以外にも寄付の方法はたくさんあります。実行するのは難しいという人はいるかもしれませんが、知ることは誰にでもできます。

今回、私はこの活動を通して、「誰かのためになること」がすごく身近にあり、簡単に取り組めるのだということに気づきました。自分たちの日常生活に支障をきたしてまでやらなくても、誰にでもできることが、きっと他にもたくさんあります。自分の「日常」の中で誰かの「日常」を取り戻すお手伝いをできるということを皆さんにも知ってもらいたいです。



# 新着図書案内



児童書



## 『かける』

はらぺこめがね/作

オムライスにはケチャップ、冷奴にはお醤油、かき氷にはシロップ…。  
「かける」をテーマに、さまざまな「かける」料理が登場します。見ているだけでお腹が空いてしまうほどリアルな絵と、ユニークな擬音語で、身近な料理が一層美味しく見えること間違いなし！  
大人気イラストユニットが描く、新定番の食べもの絵本です。

## 『「ちゃんとしなきゃ！」をやめたら』

### 二度と散らからない部屋になりました

なぎまゆ/著

片付けの得手不得手はあるとはいえ、誰でも部屋はキレイにしたいもの。しかし、頑張っただけで片付けたのにいつの間にか元通りになってしまう…、なんてことはありませんか？

この本では、元片付けられない人だった著者が、足の踏み場もないほど物が溢れている友人宅のお片付けレポを通し、整理整頓ができない理由、キレイな状態を維持させる方法などをマンガで分かりやすく解説しています！



一般書

児童書



## 『こどものための防災教室 - 災害食がわかる本 -』

今泉 マユ子/著

地震、大雨、竜巻、大雪、火山噴火など、いつどんな災害が発生してもおかしくない環境の中で、私たちは暮らしています。

この本では、管理栄養士である著者が、災害食や防災食を中心に、備えることの大切さについて紹介しています。また、非難する際に必要な物のリストや、防災マップの作り方なども載っています。

## 『どうしてわたしはあの子じゃないの』

寺地 はるな/著

閉鎖的な村から逃げ出し、身寄りのない街で一人小説を書いている三島天は、ある日中学校の同級生だったミナから連絡をもらう。その内容は、中学生のころに書いた大人になったお互いに向けての「手紙」を見つけたから、30歳になった今開封しようというものだった…。

自分と他人との間で揺れる心と、誰しもの人生に宿るきらめきを描く物語。



一般書

### 《その他のオススメ本》

児童書 『旅する54字の物語』 氏田 雄介/編著

一般書 『クララとお日さま』 カズオ・イシグロ/著 土屋 政雄/訳

### 《7月の映画上映会》

日時：17日(土) 受付13:00~ 上映開始13:30~

場所：総合文化センター 2階会議室

上映作品：『あらしのよるに』(107分)

あらすじ：嵐の夜、仲間とはぐれたメイは、山小屋で雨風をしのいでいた。そこへ1匹の動物がやってくる…。真っ暗の中、2匹は仲良くなり、次の日にまた会う約束をする。お互いがヤギとオオカミだということに気づかぬまま…。

※今月は当初の予定を変更し、6月に予定していた作品を上映します。

### 今月のおはなし

10日(土)

24日(土)

場所：総合文化センター

2階図書室

時間：11:00~

# 夏は食中毒に 気をつけましょう

No.384 保健師・歯科衛生士・栄養士です



食中毒とは、細菌やウイルスがついた食べ物を食べることにより、吐き気やおう吐、下痢、腹痛や発熱が起こる病気です。7月から9月にかけて温度や湿度が高くなり細菌が増えやすいため、食中毒には特に注意が必要です。



## 食中毒予防の三原則

**つけない**  
(清潔にする)



手には様々な雑菌が付着しています。次のようなときには**手を洗いましょう**。

- ☆ 調理や食事を始める前
- ☆ 生の肉や魚、卵、作り置きしていた食品などを扱った前後
- ☆ 調理途中でトイレへ行ったときや鼻をかんだ後
- ☆ おむつ交換をしたときや動物に触れた後

**増やさない**  
(冷却する)



細菌の多くは高温多湿な環境で増殖が活発になりますが、10℃以下では増殖がゆっくりとなり、マイナス15℃以下では増殖が停止します。肉や魚などの生鮮食品やお総菜などは、**購入後なるべく早く冷蔵庫**に入れるようにしましょう。

**やっつける**  
(加熱する)



ほとんどの細菌やウイルスは加熱によって死滅します。**肉や魚は十分に加熱**しましょう。(中心部を75℃で1分以上の加熱が目安)



※調理器具・食器は清潔にすることが大切です。特に**包丁やまな板、ふきん、タオル類などは使用後きれいに洗いましょう**。(熱湯をかける、台所用殺菌剤を使用するのも効果的です)

### ◆食中毒かなと思ったら

おう吐や下痢の症状は、原因の物質を排除しようという体の防御反応です。市販の下痢止めなどの薬をむやみに服用せず、早めに医師の診断を受けましょう。

日ごろから睡眠や休息を十分にとり、日々の健康管理に気をつけましょう

# 今月の行事カレンダー

●浜中町防災無線の放送内容を確認したい方は『☎62-5333』へお電話ください。  
24時間以内の放送内容を聞くことができます。

日にち	行 事	日にち	行 事
1 木	健康教室（姉別農村環境改善センター 13:00～14:30）	16 金	
2 金		17 土	映画上映会（総合文化センター2階会議室13:00～）
3 土		18 日	
4 日		19 月	
5 月	健康教室（茶内第三母と子の家10:00～11:30）	20 火	
6 火	健康教室（茶内コミュニティセンター 10:00～11:30） 町研一斉研究日	21 水	ハツラツ倶楽部わっはっは （老人福祉・母子健康センター 10:00～11:15） 町内小・中・高等学校1学期終業式
7 水	ハツラツ倶楽部わっはっは （老人福祉・母子健康センター 10:00～11:15）	22 木	町内小・中学校夏季休業（8/17まで） 霧多布高等学校夏季休業（8/16まで）
8 木		23 金	
9 金		24 土	今月のおはなし会（総合文化センター図書室11:00～）
10 土	今月のおはなし会（総合文化センター図書室11:00～）	25 日	
11 日		26 月	
12 月		27 火	
13 火		28 水	ハツラツ倶楽部わっはっは （茶内コミュニティセンター 13:30～14:45）
14 水	ハツラツ倶楽部わっはっは （茶内コミュニティセンター 13:30～14:45）	29 木	
15 木	ふまねっと教室ふらっと （姉別農村環境改善センター 13:00～14:00）	30 金	
		31 土	

あそびのひろば	木金	9:00～12:00	霧多布子育て支援センター
	木金	14:30～16:30	霧多布子育て支援センター
	月火水木金	10:00～12:00	茶内子育て支援センター
	月火水木金	13:30～16:30	茶内子育て支援センター

町内施設の休館日	施設名称	休館日
	総合文化センター	5・12・19・26
	総合体育館	5・12・19・26
	農業者トレーニングセンター	5・12・19・26
	すくらむ21	5・12・19・26
	温水プール	5・12・19・26
	MO-TTOかぜて	4・5・11・12・18・19・25・26

## ひとのうごき

5月末現在（前月比）

- 人口：5,569人（- 3）
- 男：2,732人（- 2）
- 女：2,837人（- 1）
- 世帯数：2,486世帯（- 2）

## おたんじょう

茶内駅東・堀部りおんちゃん(夏樹さん)  
琵琶瀬共交・鶴谷 空龍ちゃん(祐基さん)  
貫 人・赤石 湊音ちゃん(一樹さん)



## おくやみ

茶内市街・藤山 重雄さん(88歳)  
姉別大和・渡邊 正章さん(50歳)  
霧多布四区・林 富士雄さん(74歳)

おたんじょうとおくやみは、浜中町役場に届出をされ、承諾いただいた方のみ掲載しています。

広報紙に掲載している写真について、ご希望の方にはL版印刷した写真またはデータ(JPEG形式)を差し上げます。  
写真を希望される方は、下記までご連絡ください。

役場企画財政課広報係 ☎62-2148



今月の表紙  
浜中小学校運動会  
(浜中・姉別保育所合同)

6月5日に運動会が行われました。  
(関連26・27ページ)



文芸サロン

俳句

萩の葉も芽吹き方縁揃いけり

福澤 秋桜(茶 内)

咲いているツツジにてまりお礼肥え

黒船都々路(湯 沸)

夏服を引張り出すが肌寒い

翁 栗鼠(暮帰別)

白と黒色でわかるる遊びあと

藤井 彰徳(茶 内)

短歌

アイヌネギヨモギこごみとウドわらび路も頂きありがとう自然

福澤 秋桜(茶 内)

青きこと時々白き青空や藍色の海向かい竿振り

翁 栗鼠(暮帰別)

この季節森の中から聴こえるよ「鍵かけたか？」エゾセンニユウ

黒船都々路(湯 沸)

外出を控える日々を楽しもうサブスク動画とユーチューブ

海際 集住(霧多布)

地球で見たきらめく星を探すため彼方で始めた時間旅行

星方 知瑠(浜 中)

